

アルバイト制限職種について

危険を伴うもの

- * 自動車、バイクの運転
- * 線路内や交通頻繁な路上での作業（白線引き、交通整理等）
- * プレス、ボール盤、旋盤、断裁機などの自動機械の操作
- * 高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い（助手も含む）
- * 土木、水道工事等の現場作業
- * 建設中の現場での作業（建物倒壊、残材片付作業）
- * 2階以上の高所での屋外作業（ガラス拭き、器具の取り付け等）
- * 警備員（会場整理、誘導、受付は除く）

人体に有害なもの

- * 農薬、劇薬など有害な薬物の扱い（メッキ作業、シロアリ駆除等）
- * 特に高温度・低温度の作業、塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業

法令に違反するもの

- * 労働争議に介入するおそれのあるもの
- * マルチ・ネズミ講商法に関するもの
- * 出来高払い（一定額の賃金の保障がないもの）
- * 募集・採用の対象を男性のみ又は女性のみとするもの
- * 募集・採用の人数を男女別に設定するもの
- * 募集・採用にあたり、性別により異なる条件を付すもの

教育的に好ましくないもの

- * 無許可の街頭でのチラシ配布、ポスター貼り等
- * 不特定多数を対象とした街頭アンケート、訪問、電話による勧誘・アンケート等
- * 訪問販売、勧誘、専門に行う集金
- * 競馬、競輪等、ギャンブルに関するもの
- * バー、キャバレー、マージャン、パチンコなどの風俗営業に関するもの
- * 長期継続の深夜作業
- * 選挙の応援に関連する一切の業務
- * スパイ行為、興信所業務に類する調査

その他

- * 人命にかかわることが予想される業務（水泳指導員、監視員、ベビーシッター、保育、介護、その他それに相当するもの）
- * 労働条件が不明確なもの（賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払い方法等に関することが明示されていないもの）
- * 請負あるいは業務委託と判断されるもの
- * 人員の限定を条件とするもの（例えば、10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの）
- * 正当な理由なく採用されないことが、しばしば繰り返されるもの
- * その他学生に相応しくない職種で大学等が定めるもの